

第 2 期

五島市空家等対策計画

資料編

## 空家等対策の推進に関する特別措置法

### (目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

### (空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

### (市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

### (基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

## 空家等対策の推進に関する特別措置法

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
  - 二 計画期間
  - 三 空家等の調査に関する事項
  - 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
  - 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項
  - 六 特定空家等に対する措置(第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項
  - 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
  - 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
  - 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

## 空家等対策の推進に関する特別措置法

- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。))を除く。以下第十三条までにおいて同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

## 空家等対策の推進に関する特別措置法

- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

## 空家等対策の推進に関する特別措置法

(財政上の措置及び税制上の措置等)

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

改正

平成30年12月21日条例第46号

五島市空家等対策の推進に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)

第4条に基づく空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、当該対策についての基本理念及び市の責務、市民等の役割その他必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進し、もって地域力の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本理念)

**第3条** 空家等に関する対策は、適切な管理が行われていない空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことがないように、必要な措置が適切に講じられなければならない。

2 空家等に関する対策は、その地域資源としての活用を促進するため、情報の収集及び整理その他の必要な措置が講じられなければならない。

3 空家等に関する対策は、市、市民、所有者等及び事業者(不動産業、建設業その他の空家等の活用に関連する事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。)が相互に密接な連携を図りつつ、協働して取り組まなければならない。

(市の責務)

**第4条** 市は、前条に定める空家等に関する対策についての基本理念(次条において「基本理念」という。)

にのっとり、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民、所有者等及び事業者の役割)

**第5条** 市民、所有者等及び事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する対策に協力するよう努めるものとする。

(情報提供)

**第6条** 市民及び事業者は、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、その情報を市に提供しよう努めるものとする。

2 市長は、前項の規定により提供された情報を適正に管理するものとする。

(助言、指導等に係る手続)

**第7条** 市長は、法第6条に基づく空家等対策計画を策定し、又は変更する場合、法第14条第1項から第3項までの規定により必要な措置を助言し、指導し、若しくは勧告し、又は命じようとする場合において必要があると認めるときは、法第7条第1項に規定する協議会の意見を聴くものとする。

(緊急安全代行措置)

**第8条** 市長は、空家等が緊急に危険を回避する必要がある状態にあり、かつ、当該空家等を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該危険を回避するために必要と認める最低限度の応急措置（以下この条において「緊急安全代行措置」という。）を講ずることができる。

2 市長は、緊急安全代行措置を講ずる場合においては、あらかじめ所有者等の同意を得なければならない。ただし、所有者等を確認することができない場合、所有者等の同意を得る時間的余裕がない場合その他のやむを得ない事由により所有者等の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市長は、緊急安全代行措置を講じたときは、その費用を所有者等から徴収することができる。

(警察その他の関係機関との連携)

**第9条** 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に空家等の情報を提供し、必要な措置を要請することができる。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五島市空き家等の適正管理に関する条例の廃止)

2 五島市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年五島市条例第45号）は、廃止する。

附 則（平成30年12月21日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。



改正

平成28年3月31日規則第19号

五島市空家等対策の推進に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び五島市空家等対策の推進に関する条例（平成27年五島市条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(身分証明書)

**第3条** 法第9条第4項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第1号）とする。

(指導)

**第4条** 法第14条第1項の指導は、指導書（様式第2号）により行うものとする。

(勧告)

**第5条** 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第3号）により行うものとする。

(命令等)

**第6条** 法第14条第4項の通知書は、命令に係る事前の通知書（様式第4号）とし、同項の意見書は、命令に係る事前の通知に対する意見書（様式第5号）とする。

2 法第14条第5項の規定による意見の聴取の請求は、命令に係る事前の通知に対する意見の聴取請求書（様式第6号）により行うものとする。

3 法第14条第7項の規定による通知は、命令に係る事前の通知に対する意見の聴取通知書（様式第7号）により行うものとする。

4 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（様式第8号）により行うものとする。

5 法第14条第11項の標識は、標識（様式第9号）とする。

(行政代執行)

**第7条** 法第14条第9項の規定により市長が自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせる場合における行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様

式第10号) により行うものとする。

- 2 前項の場合における行政代執行法第3条第2項の代執行令書は、代執行令書(様式第11号)とする。
- 3 第1項の場合における行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証(様式第12号)とする。

(緊急安全代行措置の手続)

**第8条** 条例第8条第2項の規定により所有者等の同意を得る事項は、次に掲げる事項とし、書面によりその同意を得るものとする。

- (1) 緊急安全代行措置の実施概要
- (2) 緊急安全代行措置の概算費用
- (3) 所有者等の費用負担
- (4) その他市長が必要と認める事項

(雑則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(五島市空き家等の適正管理に関する条例施行規則の廃止)
- 2 五島市空き家等の適正管理に関する条例施行規則(平成25年五島市規則第32号)は、廃止する。

#### 附 則(平成28年3月31日規則第19号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

(表 面)

契  
印

第 号

身 分 証 明 書

(写 真)

契  
印

職 名  
氏 名  
生年月日

上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定による調査を行う者であることを証明します。

年 月 日発行  
五島市長 印

(裏 面)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

（立入調査等）

第9条 略

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 号  
年 月 日

様

五島市長



指 導 書

あなたが所有し、又は管理する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められます。

つきましては、次のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう法第14条第1項の規定に基づき指導します。

また、本通知により指導をしたにもかかわらず、措置の期限までに正当な理由がなくて必要な措置をとらなかった場合は、法第14条第2項の規定による勧告をすることがあります。当該勧告をした場合において、対象となる特定空家等に係る敷地が地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定による住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例又は同法第702条の3の規定による住宅用地等に対する都市計画税の課税標準の特例を受けているときは、当該敷地がこれらの特例の対象から除外されることとなります。

対象となる特定空家等	所在地	
	用途	
所有者等	住所	
	氏名	
指導に係る措置の内容		
指導に至った事由		
措置の期限		
指導の責任者及び連絡先	責任者	
	連絡先	

第 号  
年 月 日

様

五島市長



勸 告 書

あなたが所有し、又は管理する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるよう指導等をしてきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

つきましては、次のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう法第14条第2項の規定に基づき勧告します。

対象となる特定空家等	所在地	
	用途	
所有者等	住所	
	氏名	
勧告に係る措置の内容		
勧告に至った事由		
措置の期限		
勧告の責任者及び連絡先	責任者	
	連絡先	

備考

- 1 措置の期限までに、勧告に係る措置の内容を実施した場合は、遅滞なく責任者に報告してください。
- 2 措置の期限までに、正当な理由がなくて勧告に係る措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 3 特定空家等に係る敷地が地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定による住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例又は同法第702条の3の規定による住宅用地等に対する都市計画税の課税標準の特例を受けているときは、当該敷地がこれらの特例の対象から除外されることとなります。

第 号  
年 月 日

様

五島市長



命令に係る事前の通知書

あなたが所有し、又は管理する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、法第14条第2項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第3項の規定に基づき、次のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

対象となる特定空家等	所在地	
	用途	
所有者等	住所	
	氏名	
命じようとする措置の内容		
命ずるに至った事由		
意見書の提出期限		
意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先	送付先	
	担当	
	連絡先	

※命じようとする措置の内容を実施した場合は、遅滞なく担当まで報告してください。

年 月 日

（宛先）五島市長

提出者 住 所  
氏 名 ④  
電話番号  
（法人にあつては、主たる事務所  
の所在地及び名称並びに代表者  
の氏名）

命令に係る事前の通知に対する意見書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に  
対して、次のとおり意見及び自己に有利な証拠を提出します。

対象となる特定空家等	所在地	
	用途	
所有者等	住所	
	氏名	
命令に係る事前の 通知に対する意見		
自己に有利な証拠 の提出の有無	有 ・ 無	

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載のうえ添付してください。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付してください。
- 3 代理人が提出する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

年 月 日

（宛先）五島市長

請求者 住 所  
 氏 名 ⑩  
 電話番号  
 （法人にあつては、主たる事務所  
 の所在地及び名称並びに代表者  
 の氏名）

命令に係る事前の通知に対する意見の聴取請求書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に  
 対して、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求し  
 ます。

対象となる特定空家等	所在地	
	用途	
所有者等	住所	
	氏名	
意見の聴取に出席 しようとする者	住所	
	氏名	



第 号  
年 月 日

様

五島市長



命令に係る事前の通知に対する意見の聴取通知書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して 年 月 日付け命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書の提出がありましたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第7項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行うことを通知します。

対象となる特定空家等	所在地	
	用途	
所有者等	住所	
	氏名	
命じようとする措置の内容		
聴取の期日及び場所		
その他	<p>(1) 意見の聴取には、この通知書を持参してください。</p> <p>(2) 意見の聴取に際して、証人を出席させること、又は自己に有利な証拠を提出することができます。</p> <p>(3) 意見の聴取には、代理人が出頭することができます。この場合には、書面により代理人の資格を有することを証明してください。</p> <p>(4) 正当な理由なく意見の聴取の期日に出頭しない場合は、意見の聴取の機会を放棄したものとみなすことがあります。</p>	

第 号  
年 月 日

様

五島市長

印

命 令 書

あなたが所有し、又は管理する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、法第14条第2項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号の勧告をし、及び法第14条第4項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書により命令を行う旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、

- ・当該通知に示した提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした
  - ・提出された意見書等の内容を審査した結果、当該措置をとることが適当と認めます
- ので、次のとおり措置をとることを、法第14条第3項の規定により命令します。

対象となる特定空家等	所在地	
	用途	
所有者等	住所	
	氏名	
命ずる措置の内容		
命ずるに至った事由		
措置の期限		
命令の責任者 及び連絡先	責任者	
	連絡先	

備考

- 1 措置の期限までに、命令に係る措置の内容を実施した場合は、遅滞なく責任者に報告してください。
- 2 命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料

に処されます。

3 措置の期限までに、措置の内容を履行しないとき、履行しても十分ではないとき、又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行のに移行することがあります。

4 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に五島市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、五島市を被告として（訴訟において五島市を代表する者は、五島市長となります。）、当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過したときは、当該訴えを提起することができません。

様式第9号（第6条関係）

### 標 識

次の特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日 付け 第 号の命令書により命令されています。

対象となる特定空家等	所在地	
	用途	
所有者等	住所	
	氏名	
命じた措置の内容		
命ずるに至った事由		
措置の期限		
命令の責任者及び連絡先	責任者	
	連絡先	

第 号  
年 月 日

様

五島市長

印

戒 告 書

あなたに対し、 年 月 日付け 第 号によりあなたが所有し、又は管理する次の特定空家等に関し措置をとるよう命じました。この命令の期限までに履行しない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、当該特定空家等に関する措置を代執行しますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、法第5条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材等について損害が生じても、市は、その責任を負わないことを申し添えます。

対象となる特定空家等	所在地	
	用途	
所有者等	住所	
	氏名	
戒告する措置の内容		
措置の期限		
担当課及び連絡先	担当課	
	連絡先	

備考 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に五島市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、五島市を被告として（訴訟において五島市を代表する者は、五島市長となります。）、当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過したときは、当該訴えを提起することができません。

第 号  
年 月 日

様

五島市長



代 執 行 令 書

あなたに対し、 年 月 日付け 第 号によりあなたが所有し、又は管理する次の特定空家等に関し 年 月 日までに措置をとるよう戒告しましたが、指定の期限までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、次のとおり代執行を行うことを行政代執行法（昭和23年法律第43号。以下「法」という。）第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、法第5条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材等について損害が生じても、市は、その責任を負わないことを申し添えます。

対象となる特定空家等	所在地	
	用途	
所有者等	住所	
	氏名	
代執行の内容		
代執行の時期		
執行責任者	責任者	
	連絡先	
代執行に要する費用の概算見積額		

備考 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に五島市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、五島市を被告として（訴訟において五島市を代表する者は、五島市長となります。）、当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過したときは、当該訴えを提起することができません。

様式第12号（第7条関係）

(表 面)

契  
印

(写 真)

契  
印

契  
印

執 行 責 任 者 証

職 名  
氏 名  
生年月日

第 号

上記の者は、次の行政代執行の執行責任者であることを証明します。

- 1 代執行をなすべき事項  
代執行令書（      年    月    日付け    第    号）記載の特定空家等に関する措置
- 2 代執行をなすべき時期  
年    月    日から      年    月    日まで

年    月    日発行  
五島市長 印

(裏 面)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

（特定空家等に対する措置）

第14条 略

2～8 略

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和三十二年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10～15 略

行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）

（証票の携帯）

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

改正

平成27年11月19日訓令第10号

平成28年9月1日訓令第10号

平成29年3月31日訓令第1号

平成30年3月15日訓令第1号

平成30年5月1日訓令第5号

平成31年2月8日訓令第1号

令和2年3月31日訓令第1号

五島市空家等対策検討会議設置規程

(設置)

**第1条** 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び五島市空家等対策の推進に関する条例（平成27年五島市条例第41号。以下「条例」という。）に基づき、空家等に関する必要な措置を講ずるに当たり、空家等の状態、空家等が周辺環境に及ぼす影響、空家等の資源としての活用の可能性等を総合的に勘案し、空家等への対応を検討するため、五島市空家等対策検討会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 法第13条に規定する空家等及び空家等の跡地の活用に関すること。
- (3) 法第14条第1項に規定する助言及び指導、同条第2項に規定する勧告、同条第3項に規定する命令並びに同条第9項の規定による代執行に関すること。
- (4) 条例第8条第1項に規定する緊急安全代行措置に関すること。
- (5) その他空家等対策の推進に関すること。

2 会議は、必要に応じて、前項の規定による検討の結果を市長に報告するものとする。

(組織)

**第3条** 会議は、会長及び委員で組織する。

2 会長は、建設管理部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務企画部総務課長
- (2) 総務企画部財政課長
- (3) 市民生活部市民課長
- (4) 市民生活部税務課長
- (5) 市民生活部生活環境課長
- (6) 地域振興部地域協働課長
- (7) 建設管理部建設課長
- (8) 建設管理部管理課長
- (9) 五島市消防本部組織規則（平成16年五島市規則第190号）第4条第1項に規定する次長
- (10) 支所長  
(会長の職務)

**第4条** 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、建設管理部管理課長の職にある委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会長は、やむを得ない理由により会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、議事の概要を記載した書面の回議をもって、会議に代えることができる。

(意見の聴取)

**第6条** 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

**第7条** 会長及び委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

**第8条** 会議の庶務は、建設管理部管理課において処理する。

(委任)



**第9条** この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

この訓令は、平成27年7月30日から施行する。

**附 則** (平成27年11月19日訓令第10号)

この訓令は、平成27年11月19日から施行する。

**附 則** (平成28年9月1日訓令第10号)

この訓令は、平成28年9月1日から施行する。

**附 則** (平成29年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則** (平成30年3月15日訓令第1号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則** (平成30年5月1日訓令第5号)

この訓令は、平成30年5月1日から施行する。

**附 則** (平成31年2月8日訓令第1号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則** (令和2年3月31日訓令第1号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

## 五島市空家等対策協議会要領

### (設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、五島市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 法第13条に規定する空家等及び空家等の跡地の活用に関すること。
- (3) 法第14条第1項に規定する助言及び指導、同条第2項に規定する勧告、同条第3項に規定する命令並びに同条第9項の規定による代執行に関すること。
- (4) その他空家等対策の推進に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域住民
- (2) 市議会議員
- (3) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験を有する者
- (4) その他市長が適当と認めた者

### (委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第5条 協議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及びその職務を代理すべき委員が共に欠けたときは、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (会議録の作成)

第7条 会長は、会議録を作成し、開会の日時及び場所、出席委員等の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。

### (守秘義務)

第8条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、管理課において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成28年2月1日から施行する。

改正

平成28年3月31日告示第25号

平成30年12月3日告示第127号

令和2年3月31日告示第25号

五島市空き家活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 市は、市内における空き家を有効に活用し、本市への移住者又は子育て世代である新婚家庭の夫婦の定住促進を図るため、予算の定めるところにより、空き家の改修等を行う者に対し、空き家活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する戸建て住宅（賃貸又は分譲を目的とするものを除く。）であって、空き家バンク（五島市空き家バンク実施要綱（平成28年五島市告示第25号）第2条第3号に規定する空き家バンクをいう。以下同じ。）に登録されているものをいう。
- (2) 移住者 市に転入した者で、転入日から1年を経過していないもの及び市に転入しようとする者で、第10条の規定による実績報告書を提出する日までに市への転入の手続を完了するもの
- (3) 新婚家庭の夫婦 規則第4条に規定する交付の申請を行う日において婚姻後3年以内の夫婦であって、当該日においてそれぞれの年齢が40歳未満であるもの又は第10条の規定による実績報告書を提出する日までに婚姻をする男女であって、交付の申請を行う日においてそれぞれの年齢が40歳未満であるものをいう。
- (4) 所有者 空き家に係る所有権を有する者又は売却若しくは賃貸を行う権利を有する者をいう。
- (5) 入居者 空き家バンクを通じて、所有者から空き家を購入又は賃借し、当該空き家に居住しようとする者をいう。

(補助の対象者)

**第3条** 補助の対象となる者は、市税を滞納していない者で、次の各号のいずれかに該当するもの（国家

公務員又は地方公務員である者を除く。)とする。

- (1) 移住者である入居者
  - (2) 市内に住所を有する新婚家庭の夫婦の一方である入居者であって、3親等以内の親族間において、空き家を購入又は賃借していないもの
  - (3) 空き家の所有者であって、前2号に掲げる入居者のいずれかに空き家を賃貸しようとする者又は空き家を賃貸した日から1年を経過していない者
- (補助の対象工事)

**第4条** 補助の対象となる工事は、空き家の全部又は一部に対して行う別表の左欄に掲げる工事等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事等は、補助の対象としない。

- (1) 市内に事業所を有する個人事業主又は市内に本店若しくは事業所を有する法人(県内に本店を有する法人に限る。)以外の者が行う工事等
  - (2) 補助金の交付の決定の通知を受ける前に着手した工事等
  - (3) 補助金を交付申請する日の属する市の会計年度の3月31日までに完了することができない工事等
  - (4) その他市長が補助の対象として不相当と認める工事等
- (補助の対象経費、補助額等)

**第5条** 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県又は市が実施している他の住宅等の改修等に係る補助(以下「他の公的補助」という。)を受ける場合においては、補助金の交付の対象となる経費のうち、他の公的補助の対象となる部分については、補助金の交付の対象としない。

3 補助金の交付は、空き家1棟につき、1回限りとする。

(申請書の提出期限)

**第6条** 規則第4条の規定による申請書の提出期限は、毎年度別に定める。

(申請書に添付すべき書類)

**第7条** 規則第4条第4号の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書(様式第1号)
- (2) 承諾書(様式第2号)(申請者が第3条第1号に規定する者の場合に限る。)
- (3) 誓約書(様式第2号の2)

- (4) 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し（申請者が第3条第1号に規定する者の場合に限る。）
- (5) 住民票の写し（申請者が市に転入した者又は新婚家庭の夫婦の一方である場合に限る。）
- (6) 新婚家庭の夫婦であることが確認できる戸籍謄本等（申請者が第3条第1号に規定する市内に住所を有する新婚家庭の夫婦（婚姻前の男女を除く。）の一方である場合に限る。）
- (7) 市税を滞納していないことを証する書類
- (8) 補助金により改修する空き家の所有者を確認できる書類（登記事項証明書又は固定資産税評価証明書）
- (9) 工事見積書（工事を行う部分の内容が確認できるものであって、その内訳の明細が分かるもの）の写し
- (10) 工事予定箇所の写真
- (11) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の交付の条件）

**第7条の2** 規則第6条第1項の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 申請者が第3条第1号に該当する者にあつては、補助金の交付を受けてから5年以上、改修する空き家に居住すること。
- (2) 申請者が第3条第2号に該当する者であつて、移住者に空き家を賃貸しようとするもの又は移住者に空き家を賃貸した日から1年を経過していないものにあつては、補助金の交付を受けてから10年以上、改修する空き家を移住者の居住の用に供すること。
- (3) 申請者が第3条第2号に該当する者（前号に規定する者を除く。）にあつては、補助金の交付を受けてから10年以上、改修する空き家を市内に住所を有する新婚家庭の夫婦の居住の用に供すること。  
（申請の取下げのできる期限）

**第8条** 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

（変更等の承認）

**第9条** 規則第11条第2項第1号の規定による変更の承認を受けようとするときは、空き家活用促進事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を提出して行うものとする。

2 規則第11条第2項第2号の規定による中止又は廃止の承認を受けようとするときは、空き家活用促進

事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して行うものとする。

- 3 規則第11条第2項第1号の別に定める軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内の額の変更とする。ただし、補助額の変更を伴わないものに限る。

（実績報告）

**第10条** 規則第13条第1項の規定による実績報告は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して1月を経過した日又は補助事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

- 2 規則第13条第1項の規定による実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

（1） 工事等完了証明書（様式第5号）

（2） 補助対象事業の成果が確認できる写真

（3） 住民票の写し（申請者が第3条第1号に規定する者であって、規則第4条の規定による申請書の提出後に市へ転入したものである場合に限る。）

（4） 新婚家庭の夫婦であることが確認できる戸籍謄本等（申請者が第3条第1号に規定する市内に住所を有する新婚家庭の夫婦の一方である場合（第7条第6号の規定により既に提出している場合を除く。）に限る。）

（5） 当該工事等に関する領収書又は請求書の写し

（6） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

**第11条** この補助金は、概算払の方法により交付することができる。

- 2 規則第16条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による交付請求書に添付すべき書類は、請求内訳書（様式第6号）とする。

（財産の処分の制限）

**第12条** 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 規則第22条ただし書の別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産については、同令に定める耐用年数に相当する期間とする。

（雑則）

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第25号抄）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月3日告示第127号）

この告示は、平成30年12月3日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第25号）

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この告示による改正後の第3条の規定は、この告示の施行の日以後に転入した者から適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

別表（第4条、第5条関係）

工事等	補助対象経費	補助額
空き家の改修にかかるもののうち、次に掲げる工事等とする。 （1） 台所、浴室、便所、洗面所、内装、屋根、外壁、設備等の改修（併用住宅にあつては、居住の用に供する部分に限る。） （2） 不要物の撤去及び運搬 （3） その他市長が必要と認めるもの	左欄に掲げる工事等に要する経費の合計額（その額が10万円未満の場合を除く。）とする。	補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）。ただし、空き家の改修1件当たり100万円を限度とする。



事業実施計画書

申請者	住所		
	氏名		
	所有者との関係		
	連絡先		
空き家の所在地 及び所有者	所在地		
	所有者名		
	連絡先		
施行業者	所在地		
	名称		
	代表者名		
	連絡先		
工事物件所在地	五島市		
工事等の概要	箇所等	金額 (単位:円)	摘要
補助対象経費	円 (消費税を含む。)		
補助金申請額	円		
工事期間	着手	年	月 日
	完了	年	月 日
確認事項	上記工事について、国、県等の補助の有無		有・無

承 諾 書

（宛先）五島市長

住 所

氏 名

年度空き家活用促進事業補助金交付申請について、五島市空き家活用促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、承諾書を提出します。

記

【承諾事項】

- (1) 申請者が、改修等を行うこと。

上記の事項について、承諾します。

所有者の住所	〒 -
所有者の氏名	Ⓔ
空き家の所在地	

年 月 日

(宛先) 五島市長

住所

氏名

印

## 誓 約 書

年度空き家活用促進事業補助金の交付を受けるに当たり、当該補助金の交付の決定を受けて居住を開始した日から10年以上、改修する空き家に居住すること（当該補助金の交付の決定を受けた日から10年以上、五島市空き家活用促進事業補助金交付要綱第3条第1号に規定する移住者（同条第2号に規定する新婚家庭の夫婦）の要件に該当する者の居住の用に供すること）を誓約します。

なお、この誓約に違反したとき、又は申請の内容に虚偽があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還します。

年 月 日

（宛先）五島市長

申請者 住 所  
氏 名

㊟

空き家活用促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け五島市指令 第 号で交付決定の通知があった空き家活用促進事業補助金について、次のとおり補助対象経費を変更したいので、五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号）第11条第2項の規定により承認されるよう申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

（様式は、様式第1号に準じ、変更前を上段に括弧書きし、変更後の内容が対比できるように作成すること。）

年 月 日

（宛先）五島市長

（申請者）

住所 〒 —

氏名 ⑩

電話番号 — —

空き家活用促進事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 五島市指令第 号で交付決定の通知があった空き家活用促進事業補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号）第11条第2項の規定により承認されるよう申請します。

1. 交付決定通知

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	第 号
交付決定額	円		

2. 中止（廃止）の理由

様式第5号 (第10条関係)

工事等完了証明書

工事物件所在地	五島市
工事物件所有者	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事内容	
工事金額 (消費税を含む。)	(うち本事業補助対象経費 円)

請 求 内 訳 書

1 補助対象経費

2 内訳書

(単位：円)

交 付 (変更交付) 決 定 額	交付決定 (変更交付) 年 月 日	既受領額	今回請求額	残 額

特定空家等の判断の基準について

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等に該当するか否かの判断の基準は、次のとおりとする。

平成27年10月1日

五島市長 野口 市太郎

1 法第2条第2項に規定する「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であることを判断する際は、原則として、対象となる空家等が次の(1)のア若しくはイ又は(2)に掲げる状態（将来そのような状態になることが予見される場合を含む。）に該当するか否かにより判断する。

(1) 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。

ア 建築物が倒壊等するおそれがある。

次の(ア)又は(イ)に掲げる事項に該当するか否かにより判断する。

(ア) 建築物の著しい傾斜

部材の破損、不同沈下等の状況により建築物に著しい傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する。

【状態の例】

- ・基礎に不同沈下がある。
- ・柱が傾斜している。

(イ) 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等

a 基礎及び土台

基礎に大きな亀裂、多数のひび割れ、変形又は破損が発生しているか否か、腐食又は蟻害によって土台に大きな断面欠損が発生しているか否か、基礎と土台に大きなずれが発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。

【状態の例】

- ・基礎が破損し、又は変形している。
- ・土台が腐朽し、又は破損している。
- ・基礎と土台にずれが発生している。

b 柱、はり、筋かい、柱及びはりの接合等

構造耐力上主要な部分である柱、はり又は筋かいに大きな亀裂、多数のひび割れ、変形又は破損が発生しているか否か、腐食又は蟻害によって構造耐力上主要な柱等に大きな断面欠損が発生しているか否か、柱とはりの接合状況等を基に総合的に判断する。

【状態の例】

- ・柱、はり又は筋かいが腐朽し、破損し、又は変形している。



・柱とはりにずれが発生している。

イ 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。

(ア) 屋根ふき材、ひさし又は軒

全部又は一部において不陸、剥離、破損又は脱落が発生しているか否か、緊結金具に著しい腐食があるか否かなどを基に総合的に判断する。

【状態の例】

- ・屋根が変形している。
- ・屋根ふき材が剥落している。
- ・軒の裏板、たる木等が腐朽している。
- ・軒がたれ下がっている。
- ・雨樋がたれ下がっている。

(イ) 外壁

全部又は一部において剥離、破損又は脱落が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。

【状態の例】

- ・壁体を貫通する穴が生じている。
- ・外壁の仕上材料が剥落し、腐朽し、又は破損し、下地が露出している。
- ・外壁のモルタル、タイル等の外装材に浮きが生じている。

(ウ) 看板、給湯設備、屋上水槽等

転倒が発生しているか否か、剥離、破損又は脱落が発生しているか否か、支持部分の接合状況などを基に総合的に判断する。

【状態の例】

- ・看板の仕上材料が剥落している。
- ・看板、給湯設備、屋上水槽等が転倒している。
- ・看板、給湯設備、屋上水槽等が破損し、又は脱落している。
- ・看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している。

(エ) 屋外階段又はバルコニー

全部又は一部において腐食、破損又は脱落が発生しているか否か、傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する。

【状態の例】

- ・屋外階段又はバルコニーが腐食し、破損し、又は脱落している。
- ・屋外階段又はバルコニーが傾斜している。

(オ) 門又は塀

全部又は一部においてひび割れや破損が発生しているか否か、傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する。

【状態の例】

- ・門又は塀にひび割れ又は破損が生じている。
- ・門又は塀が傾斜している。

(2) 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。

擁壁の地盤条件、構造諸元及び障害状況並びに老朽化による変状の程度などを基に総合的に判断する。

**【状態の例】**

- ・擁壁表面に水がしみ出し、流出している。
- ・水抜き穴の詰まりが生じている。
- ・ひび割れが発生している。

2 法第2条第2項に規定する「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」であることを判断する際は、原則として、対象となる空家等が次の(1)又は(2)に掲げる状態（将来そのような状態になることが予見される場合を含む。）に該当するか否かにより判断する。

(1) 建築物又は設備等の破損等が原因で、次の状態にある。

ア 吹付け石綿等が飛散し、暴露する可能性が高い状況である。

イ 浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出又は臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

ウ 排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

エ その他そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある。

(2) ごみ等の放置又は不法投棄が原因で、次の状態にある。

ア ごみ等の放置又は不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

イ ごみ等の放置又は不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

ウ その他そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある。

3 法第2条第2項に規定する「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」であることを判断する際は、原則として、対象となる空家等が次の(1)又は(2)に掲げる状態に該当するか否かにより判断する。

(1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態となっている。

**【状態の例】**

・景観法（平成16年法律第110号）に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態となっている。

・景観法に基づき都市計画に景観地区を定めている場合において、当該都市計画に定める建築物の形態意匠等の制限に著しく適合しない、又は条例で定める工作物の形態意匠等の制限等に著しく適合しない状態となっている。

・地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。

(2) その他周辺の景観と著しく不調和な状態である。

**【状態の例】**

・屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。

・多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。

・看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで破損し、又は汚損したまま放置されている。

・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。

・敷地内にごみ等が散乱し、又は山積したまま放置されている。

4 法第2条第2項に規定する「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」

であることを判断する際は、原則として、対象となる空家等が次の(1)、(2)又は(3)に掲げる状態に該当するか否かにより判断する。

(1) 立木が原因で、次の状態にある。

ア 立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている。

イ 立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。

ウ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である。

(2) 空家等に住みついた動物等が原因で、次の状態にある。

ア 動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

イ 動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

ウ 敷地外に動物の毛又は羽毛が大量に飛散し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

エ 多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

オ 住みついた動物が周辺の土地又は家屋に侵入し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。

カ シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。

キ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である。

(3) 建築物等の不適切な管理等が原因で、次の状態にある。

ア 門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。

イ 屋根の雪止めの破損など不適切な管理により、空家からの落雪が発生し、歩行者等の通行を妨げている。

ウ 周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している。

エ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である。

特定空家等に係る勧告に関する基準について

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第2項の規定に基づき、特定空家等の所有者等に対して行う勧告に関する基準は、次のとおりとする。

平成27年10月1日

五島市長 野口 市太郎

- 1 対象となる特定空家等の所有者等に対し法第14条第2項の規定による勧告を行うかどうかは、次の各号に掲げる場合に該当するか否かにより判断する。
  - (1) 法第14条第1項の助言又は指導を複数回にわたり繰り返し行ったにもかかわらず、当該特定空家等の状態が、最初に当該助言又は指導を行った日から起算して半年以上を経過してもなお改善されない場合、又は改善が十分でない場合で、その後の改善計画が示されていないとき。
  - (2) 法第14条第1項の助言又は指導を複数回にわたり繰り返し行ったにもかかわらず、当該特定空家等の状態が、最初に当該助言又は指導を行った日から起算して1年以上を経過してもなお改善されない場合、又は改善が十分でない場合
- 2 前項各号に掲げる場合の期間は、対象となる特定空家等が周辺的生活環境に与える悪影響等を勘案して短縮することができる。

特定空家等に係る命令に関する基準について

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、特定空家等の所有者等に対して行う命令に関する基準は、次のとおりとする。

平成29年3月31日

五島市長 野口 市太郎

- 1 対象となる特定空家等の所有者等に対し法第14条第3項の規定による命令を行うかどうかは、次の各号に掲げる場合に該当するか否かにより判断する。
  - (1) 法第14条第2項の勧告を複数回にわたり繰り返し行ったにもかかわらず、当該特定空家等の状態が、最初に当該勧告を行った日から起算して半年以上を経過してもなお改善されない場合、又は改善が十分でない場合で、その後の改善計画が示されていないとき。
  - (2) 法第14条第2項の勧告を複数回にわたり繰り返し行ったにもかかわらず、当該特定空家等の状態が、最初に当該勧告を行った日から起算して1年以上を経過してもなお改善が十分でない場合
- 2 前項各号に掲げる場合の期間は、対象となる特定空家等が周辺の生活環境に与える悪影響等を勘案して短縮することができる。